逗子市

企業版ふるさと納税のご案内

逗子の魅力を高めるまちづくりの取り組みへ
ご支援をお待ちしています

企業版ふるさと納税とは？

地方公共団体の地方創生の取り組みに企業が寄附を行った場合に、
法人関係税から税額控除される仕組みです。
最大で寄附額の約９割が軽減されます。

通常の寄附	企業版ふるさと納税を活用	企業負担
損金算入 約3割	税額控除　最大6割	約1割

例｜1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減されます

《留意事項》

- 逗子市外に本社がある企業が対象です。
- １回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

主な寄附募集事業

① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 学校給食の安定的な提供

② 逗子市への新しいひとの流れをつくる
- 安全で快適な海水浴場の運営

③ 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる
- 小坪海浜地域の活性化の推進

④ 魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する
- 公共施設における再エネ・省エネ・蓄エネの推進
- 公園の維持管理

寄附企業様へのベネフィット

10万円～
- 感謝状の贈呈
- 市ホームページに企業名を掲載

50万円～
- 10万円～のベネフィット
- 広報ずし（全戸配布）に企業名を掲載

100万円～
- 50万円～のベネフィット
- 報道機関へ市公式プレスリリース
- 市長と対談 / 対談の様子を市ホームページへ掲載

寄附お手続きの流れ

《ご相談・お申し出》

企業様

企業様のご意向に沿って、寄附対象事業を決定します。まずは逗子市企画課へお気軽にご連絡ください。

▶

《寄附》

逗子市

納付書を発行します。

企業様

金融機関で払い込みをお願いします。

※口座振込、市役所窓口での現金払い等も可能です。

▶

《税申告のお手続き》

逗子市

受領証を発行します。

企業様

受領証を使用し、税務署での税申告のお手続きをお願いします。

お問い合わせ先

神奈川県逗子市経営企画部企画課企画係

〒249-8686　神奈川県逗子市逗子５－２－16
電話：046-873-1111（内線312）
Mail：kikaku@city.zushi.lg.jp

詳細はこちら